

令和2年10月

美里町教育委員会臨時会議事録

令和2年10月教育委員会臨時会議

日 時 令和2年10月16日（金曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎2階多目的ホール

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	成 澤 明 子
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐兼総務係長 兼郷土資料館長	藤 崎 浩 司
学校教育専門指導員	阿 部 毅
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
教育総務課主事	青 山 裕 也

傍聴者 2名

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 報告第24号 新中学校整備スケジュールについて

- ・ 審議事項

第 3 議案第13号 美里町学校給食運営審議会委員の選任について

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 報告第 2 4 号 新中学校整備スケジュールについて

- ・ 審議事項

第 3 議案第 1 3 号 美里町学校給食運営審議会委員の選任について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。

お忙しいところ時間を割いていただきました、本当にありがとうございます。

今日は、大分朝冷え込んでまいりまして、いつも例年だともうちょっと高いんでしょうけれども、どうぞご自愛いただきますようお願い申し上げたいと思います。

昨日は会議が目白押しでありまして、庁議から始まって、新型コロナウイルス感染症対策の幹事会、さらには庁議が開催されてまいりました。今日は午前中に小中学校の校長会議を開催しまして、こちらから指示伝達をさせていただいたところでございました。

10月になりまして、今、私ども教育委員会といたしましては、人事異動の調整作業に今入っております。資料も今調整中でありまして、毎日頭を悩めている状況でありまして、直近では加配の申請ですね、こちらのほうも同時にしなければなりませんし、また、中間報告、こちらまでということ、先ほどまでちょっと執筆といたしますか、していたところでございます。それぞれ加配をいただいた部分に関しましては、学校ではそれぞれ効果が出ております。そういったことで、やはり加配をいただく、通常の定員よりもプラスして教員を配置いただくということは、物すごくありがたい状況でございます。ただ、思うような形で今年度も増員されているわけではありませんし、まだ大崎管内、北部管内の学校でも定員に満たないところも今現在あるわけでございます。教育事務所ではこの定員を満たすように取り組んではいるんですが、何とか確保しても、すぐに別の方が病体に入ったりとか、そういった状況が続いておりまして、人数的には行ったり来たりしている、そういう状況でございます。

我が町におきましても、数校がまだ未配置なところがございます。とにかく教員免許をお持ちの方にアタックをして、来ていただくように今頑張っているところでございます。もう2学期にも入ってございますので、もし委員の皆様方、ご存じの方がいれば、私どものほうにお伝えいただいて、こちらからアタックしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、座って会議をさせていただきます。

ただいまから令和2年10月教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので委員会は成立いたしております。

説明員といたしまして教育次長、教育総務課課長補佐、それから、青山主事、学校教育専門指導員、それから、特別支援教育専門員が出席いたしております。

なお、青少年教育相談員に関しましては、今日午後から改善センターで子供たちの学習をやっているわけでございまして、そちらのほうに出しておりますので、今日は欠席ということにさ

せていただいています。

それでは、会議を行います。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） まず、議事日程のとおり進めてまいりたいと思いますけれども、まず、日程第1、議事録署名委員の指名について行います。

美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定によりまして教育長が指名をさせていただきます。1番後藤委員、お願いいたします。2番成澤委員にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第2 報告第24号 新中学校整備スケジュールについて

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入りますが、ここで日程第2報告第24号とありますが、その前に、教育長報告を若干させていただければと思います。

定例会でと考えておりましたが、今日、先ほど申しましたようにコロナ対策の会議や町議や、いろいろ開催してきましたので、直近の委員会で報告をさせていただきたいと思います。

3つございまして、1つ目は、これから新型コロナウイルスの感染症の発生時において、いろいろと伝達はしておったんですが、仮に発生した場合の取組をもう一度保護者の皆さんに周知しておく必要があるというふうに考えました。そこで、今月中に保護者の皆さんには対応方法を事前に周知したいなと考えてございます。

昨日確認をさせていただきました点は、基本的に感染が判明した場合、その判明した翌日から原則5日間臨時休校するということです。この5日間といいますのは、まず、濃厚接触者がいないかどうかという部分、それから、もう1点は、消毒が必要とされますので、その消毒をする日数を確保しますと5日、これは土日を除きます。従いまして、実質は7日になるわけですね。月曜日に休みに入っても、月、火、水、木、金の5日なんですけど、土曜日と日曜日が入りますので、月曜日からになる。火曜日から臨時休業としても、月曜日からということになり

ますので、実質7日間。そこで、この5日間の考え方は今言ったような形なんでございますが、どうしてもマニュアルを見ますと、病院とか保健所からの指示の下ということが前提になっているんですね。でもなかなかこの辺ならいいですよとかいう部分が明確ではありません。そういったこととか、それから消毒の日数ですね、こちらもやはりすぐに消毒に入るということはまず難しい。1日置いてとか、いろんなケースが想定されますので、5日間というふうにさせていただいたところでございました。

それから、2つ目については、原則として学校名、幼稚園であれば幼稚園名を公表することとします。ただし感染が確認された場合は、その児童生徒の学年とか指名は公表しないということに、昨日確認をさせていただきまして、そういった流れで事前に保護者の皆さんにお知らせしたいと考えてございます。

それから、実際に感染者が発生した場合は、例えば午前中に判明して、午後まで授業がある場合は、早急に臨時休業措置を取りますから、子供たちを下校させるということになります。その際には、資料をお配りして、休校はいつからいつまでとか、そういったことをお知らせしていくというふうにご考えておるところでございます。

一番、今調整中なところは、疑いがあるというケースがこれまでもあったわけございまして、そのケース、ケースで取り組んでまいりましたけれども、それらを整理をいたしまして、これは児童生徒ならず教職員も同じです。それから、町の職員も同じなものですから、それらを整理して、対応の方法をルール化というところまではいきませんけれども、流れをちゃんと明確にしておく必要があるということで、調整をさせていただいている最中でございます。出来上がり次第、関係者の皆様にはお配りしていきたいというふうにご考えてございます。

大きい2つ目としましては、学校給食の関係で、お米、ご飯のほうなんですけど、11月になりますと新米の切替え時期になってまいります。それを環境保全米というふうによく言われるんですけども、この環境保全米を11月から提供をしていきたいという取組がJAグループで考えられまして、本町におきます幼小中におきまして、その米飯給食には環境保全米を使うということになります。それで、この環境保全米という部分については、化学肥料や農薬の使用量を慣行米、今のお米の作り方と比べて半分以下にして作るものでありまして、とても環境にもいい、それから栄養価も一定レベルでは高いところもあるわけございまして。それも11月から供給していくということになりました。

ただ、宮城県内全部がそういうふうな取組をすることになりましたが、その町の産米でお米を炊いて提供しているわけございまして、この環境保全米が全市町村で作られているかとい

いますと、全部ではないんですね。我が町にとってみれば、美里産の環境保全米を使うわけなんですけど、1年間約200日の学校給食の提供日数ありますけれども、それ以上に作っている量がありますから、1年間通して供給できるというふうな状況でございます。

ただ、それぞれの市町村においては、1か月間で環境保全米がなくなる市町村もあるわけですが、我が町、美里町においては、年間通して環境保全米を供給できるというふうな見通しでございます。

パンフレットが、カラー刷りのパンフレットがまだ教育委員会のほうに届いていないので、委員の皆様方にお上げすることができないんですが、届き次第、委員の皆様方にはそれをお配りしたいと思っておりますし、また、学校を通じて保護者の皆様にも周知をしていくというふうに考えております。

3つ目でございますが、2学期制の導入の関係については、委員会の中でいろいろとご協議をいただきまして、今後の在り方ということで、今日の午後も、阿部先生が途中で抜けることにもなりますが、今日は教務主任会議も招集してございまして、そちらのほうで年間のスケジュール、それを確認をしたりなんかする作業も今のところ考えてございます。総合教育会議の中で町長との調整を行い、議会のほうにも説明してまいりたいと考えてございます。そして、保護者の皆様方にも第一段階目としましての周知をしていく予定でございますので、この3点について教育長の報告ということにさせていただきたいと思っております。

この件について皆様方からご質問ありますでしょうか。

なければ後でも構いませんので、報告についての意見等々についてはお聞かせいただきたいと思っております。

それでは、日程第2、報告第24号新中学校整備スケジュールについて報告をさせていただきます。では、教育総務課長、学校教育整備室長ですか、立場で言えば。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆さん、大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

恐縮ですが座って説明をさせていただきます。

まず、資料につきまして、差し替えということでお配りさせていただいたのですが、変わっているところというのが、A3のほうの表の部分で、上の表題のところの赤字で、もともとのものが「2025年4月開校」というところになっていたのですが、その枠に「(案)」というものを入れたものを再度お配りをさせていただいております。これまだ確定というわけで

はなく、調整中というようなところでございますので、（案）というものに差し替えさせていただいたというところでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

先日、10月8日に、新中学校整備等調整委員会という内部組織でございます、町長部局、まあ教育委員会でも入っておりますけれども、関係する課長等々が集まりまして、その会長は副町長になっておりまして、副会長が教育長というところとなっております。

これにつきましては、教育財産取得の申出の前は、新中学校建設調整委員会というもので、教育委員会で事務局を持って進めてきておったんですが、申出をしたことに伴いまして、町長部局でこのような会を設置いたしまして、建設課が事務局としてやっているものということでございます。

その会議が開かれまして、その中で、今後のスケジュール、コロナの影響が大きいということでもございましたが、教育委員会からの申出のスケジュールではなかなか進まないというところで、調整した結果ということで説明があったところでございます。

それで、1枚目は、これ資料は、そのときは配られていないもので、私、建設課に言って時系列を頂かないと説明もできないということで、時系列をこのようにつくっていただいたものでございます。それで、前段の部分につきましてはよろしいかと思うのですが、まず、令和元年度につきましてはこのようなことで、この辺りはご存じであるのかなと思っております。

令和2年度に入りまして、これは造成の基本設計業務ですね、これを契約と。その次に、新中学校整備等事業者選定支援業務、そして、その次に、造成の実設計業務というものを契約しているというようなところでございまして、これはそれぞれ現在進められているものというところでございます。

それで、ここが一番下に、直近の予定ということで書いてございますが、10月20日に総合教育会議を開催してこの内容を正式に町長部局のほうから説明があると、こういうところでございます。

あと、あちらの都合、都合というかスケジュールでございまして、10月21日に地権者への説明会があると。あとは11月の第1週に議会全員協議会を予定していて、11月の初旬にはPFIの事業者の実施方針を公表ということで、企業に向けて公表という予定になっているというところでございます。

それで、めくっていただいて、表のA3のほうを見ていただきたいのですが、この黒字の計画であったものが、赤字の部分に変わるというようなところでございます。

大きな理由といたしましては、土地取得の関係ですね、農地転用、もろもろの手続きに要する時間ですね、そういうものに時間を要するというようなところと、あとPFIの手続きにつきましても、もともとタイトなスケジュールであったというところを、ある程度中身を見直してスケジュールリングをすることでこのような形になるというようなところでございまして、結果といたしまして、教育委員会から申出をしたのは、開校が令和6年、2024年の4月ということで、目標をお願いしておったのですが、いろいろスケジュールを調整した結果、令和7年、2025年の4月開校というようなスケジュールで今後進めてまいりたいというようなところでございます。

このようなスケジュール説明が、内容の説明が建設課のほうから、事務局のほうから調整委員会の中で行われたというところでございます。

簡単であります以上でご説明でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

20日の日に総合教育会議があるということで、これまで調整会議で説明を受けた点を今説明をさせていただいたということでございます。残念ながら私も調整会議にも出席できず、昨日、庁議があったんですが、ちょっと時間的に合わなくて、この件についても協議がなされたところでございましたが、それにも出席できなかつた。今日初めて見ている状況なところがございます。本当に申し訳ございません。それで、総合教育会議の場というのは、委員の皆さんご存じだと思いますので、そのときにいろいろと意見等を出していただければと思いますが、まず今日、これまで説明をいただいた点で、もし発言があれば、委員の皆様方からご意見といひますか、質問といひますか、そういった部分をお聞かせいただきたいとは思いますが、いかがでしょうか。1年延びるということになりますけれども。

総合教育会議の場まで考えてきますか。そのほうがいいですか。こういうふうに案がやっと示されてきたということなんでございますので。

環境整備室長のほうに町長部局のほうからPFI事業の関係について事務委任されているということになるわけですね。（「はい」の声あり）それで、このPFIのほうについては、⑥からの部分ですかね。これがちょうど1年遅れるということなんですけど、前段のほうで遅れが生じているのでそういうふうな形になってしまったということでご理解してよろしいでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、PFIの関係でございますが、やはりPFIの事業を進めるということは、やはりちゃんと土地を取得した状

態でなければ、やはりなかなか公表するのは難しいという展開で進めてございます。事業者に対しても、そこが不確定な場合は、なかなかそれをお願いするというようなところになりませんので、町として、事業としてやるという確定はしておりますが、ある程度しっかりと地権者の理解も得て、取得の見込みが立つと、見通しが立つということが必要であるということで、これまでできるだけ早くということで進めていこうという話になっておったんですが、ちょっと農振の関係とか、その事業をどう進めていくかというようなところで、ちょっと遅れが生じていたということで、PFIはその取得に合わせてある程度スケジューリングをしてきたということでございまして、今のところ再来年の3月に契約ということで考えてございまして、今のところその契約の前まで、地権者との契約をして取得をしますというような但し書きをつけていろいろ計画を公表していくというようなところで考えているということでございまして、特段PFIの関係で延びたというところはそんなに大きくはないというところで考えてございまして、ただ、この事業を進める際も、受けているのは東京の業者でございまして、日本経済研究所という東京の会社でございまして、これまでやはり行き来ができなかったというところで、前半につきましてはなかなか打ち合わせがうまくいかなかったというところと、あと途中からはウェブの会議で、ウェブで調整をしながら、やっと15日、昨日ですね、内容の詰めということで、東庁舎のほうに来ていただいて、ウェブですり合わせてきたことを最終確認をしたということで、今の実施方針と要求水準書と、その案でございましてけれども、それを確認したということでございます。

それで、その後につきましては、設計、施工、維持管理ということになりますので、内容的にはその維持管理の部分も入ってきますので、教育委員会との関わりが大分ある。あと施設の内容に関することとございまして、PFIの場合は設計がカチッと全部、全て固まっていなくて、今後基本設計、実施設計とやっていきますので、それにつきましては常にご協議というか、私、町長部局の補助執行ということでこの仕事をやっておりますけれども、やはりその立場から教育委員会に対してコンタクトを取りながらというんですかね、必要な協議を行いながら進めていくということになると思いますので、先ほど申し上げましたけれども、11月に実施方針なり要求水準の案を公表していく前に、来週中ぐらいに大体調整ができると思いますので、素案として皆様にお届けをして、ご意見をいただければと考えてございまして、よろしく申し上げます。

すみません、以上でございまして。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

どうぞ委員の皆さん、何か今現在でお聞きしたい点など発言を求めますが、いかがでしょうか。後藤委員お願いします。

○委員（後藤眞琴） 用地取得で遅れたというの、これ新型コロナの関係で用地取得が延びたということなんでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 説明では、やはり許認可の関係でございますので、県と打合せをしながら進めていくというところが必要だったということなんですが、コロナがあって、年度当初からある程度着手しようと思っていたのが、それがなかなかできなくて、そして相手の都合もあって、それが大分ずれ込んでしまったと、コロナの影響ですね。なので、最初の打合せがちょっと遅れてしまったことによって、そのまま、いろいろ協議していく中で、いろいろと見えてきたというんですかね、もともと想定していた手続きよりも、大分いろいろ手間がかかるというようなことが、その打合せ後に出てきたこともプラスの要素としてはあるということで、コロナでちょっと出遅れて、内容を確認したところちょっといろいろ手間がかかる、その申請に時間がかかるような内容になっているということで、そういうところも含めて延びるというような話を聞いております。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。

○委員（後藤眞琴） そういうことは総合教育会議でもう少し詳しいことは説明されるというふうに理解してよろしいですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） その辺は、ちょっとどこまで、どういう説明をするかというのはちょっと分からないのですが、恐らくそこまで細かいことを説明するかどうかというのはちょっと分からないかなということですので、もしなければご質問をいただくか、もしくはある程度最初にこちらのほうからその手続きの延びた原因ですね、その内容を細かくというか、説明してほしいということで、最初に通告というか、お話をしておいて、丁寧にいただくかということだと思います。

私のほうから、今のお話を受けまして、今日、資料もお渡ししておりますし、概要も説明させていただいておりますので、概要は理解しているので、実際のある程度細かい原因ですね、そういう内容をちょっと説明してほしいということで、ちょっと話をしておきたいと思っております。（「よろしくお願いします」の声あり）はい、分かりました。

○教育長（大友義孝） 成澤委員。

○委員（成澤明子） 私も同じですけど、例えば、2か月とか3か月遅れるんでなくてね、1年も期間遅れるわけですよ。そうしますと、農地の取得というのは、多分私たちにはなかなか

分からないようなことなんでしょうけれども、必要なだけの土地を取得をして、これから学校としてやっていくのに耐え得るような造成に入るわけなんですけれども、それがちゃんと必要な量というか、面積も取れたのかどうか。そこまでは行っているんですよ、取得はできたんですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 用地につきましては、まだ取得はしてございません。それで、基本的に、当然農地でございますので、その農地転用という手続きを進めて、4ヘクタール未満だと県の裁量になるのですが、そして、県の許可を得て、そして農地から宅地に転用いたしまして、そして、それから買うというのが通常の手続きというようなことになりますので、その手続きに時間がかかるというところと、あと申請の内容についてももろもろございまして、特にPFI事業でやることを想定していない現行制度としては、通常ですと基本設計、実施設計というものを町でやって、それから次のステップに進んでいくというのが通常のやり方なのですが、PFIの事業となりますと、基本設計からもう頼むことになるんですね。なので、計画自体ができていない状態だと、細かい部分ですね。なので、基本的にはその細かい計画が出ないと審査ができないというようなところもございまして、ただ、今回は、教育委員会の基本計画を作ったと思うんですけど、施設ですね、それを基に、その資料を肉づけして、そしてそれで申請していくというふうなやり方をしようとしているということで、それで、その協議にいろいろ調整ですね、提出する資料とか、やり方とか、そういうものも調整をしなければならない。その調整をして、それから申請なので、結局、出す書類を確認して、それをそろえて申請をして、そしてそれを審査をしていただいて、許可が出て、その後に用地の取得ということになりますので、今の見込みですと、資料のA3判のほうになりますけれども、④のところの2段目というんですかね、事前協議、農振除外、農地転用申請手続きというところがあると思うんですけども、これの赤字の部分になってきまして、農振の除外、農業振興地域から除外をするというところが前提になるんですが、それをして、その後に農地転用、そして許可ということになりますので、これが令和3年のこの丸がついているところですかね、第3四半期ですね、許可が下りるというところで、これをもって用地取得というところになりまして、そこから上に上がってずっと行くようなところになりますので、このスケジュール案でいきますと、来年、令和3年の12月ぐらいには取得というようなイメージであるというところだと思います。

○教育長（大友義孝） 具体的な内容については、室長が答えられる範囲外のもの多分あると思うんですね。ですから、総合教育会議の場、そのための場ですからそこできちっと整理はして

おかなくてはならないんだろうと思います。

ただ、私たち教育委員会は、方針を決めたわけですよ。あとはマネジメントの問題ですから、それをどうするのかという部分については、やはり事務局、携わる者がどういうふうにしたらその方針に沿ってできるのかという部分をやはり最優先事項を優先するというんですかね、それをやっていく必要があるんだと思います。その上で、予定どおりにいかなかったというのが、今、赤字の部分だと思うので、予定どおりに行える方法を考えられないかどうかというのが先なんです。私たちが正しく理解しないと、これから住民の皆さんとか保護者の皆さんにも当然お知らせすることになっていくものだと思うんです。それを教育委員会で行うのか、実質事業を行っている町側で行うのかという部分についても、当然協議はしなくてはならないものだというふうに思っているわけですね。ですから、今、私たちの、町民の皆さん、保護者の皆さんからどうなってるのということをよく聞かれるんです。分かる範囲内では回答しているんですけども、やはり1年も延びるというのは想定外、私から言わせると想定外なものですから、そういった部分については、きちっと正しく理解をして、そしてきちっと皆さんに伝えていく必要があるというふうに思っています。ある人の言葉を借りると、やっぱり説明責任ですから、きちっと前もって説明するのが説明責任であって、後から、聞かれてからワーワー出していくのは、もう言い訳にしか過ぎないというふうなことよく言われるんです、私も。ですから、そういったことのないような取組の方法というのは必要だというふうに考えますので、きちっと総合教育会議のときにはお聞きしていきたいなというふうに思います。

どうでしょう、留守委員さん。

○委員（留守広行） 今、ご説明だと、手続き等でいろいろとその協議している中で増えたんだと思うんです、これは分かりました。あと、私お聞きしたいのは、地権者の説明会が10月21日に予定されておられるということでございますけれども、多分事前に何回かは、こういう表現当てはまるか分かりませんが、下交渉はなさっておられると思うんですが、その後で正式に今度21日から始まるんだと思うんですが、感觸的には問題なく、問題なくというか、このいろいろな条件面でも酌んでいただける雰囲気なのかどうなのかって、そのことによってやっぱりまた延びるという可能性もちょっと心配されるんですけども、その辺はなかなか想像つかないと思うんですが、その辺は報告というか、お話というのは上がってきているんでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 余り詳しいところは聞いてはいないのですが、まず、最初に地質調査をさせていただくとき、ここの令和元年度の下から

3行目ですかね、地権者と関係者に地質調査の報告ということで、これ地質調査するときもまず説明会をしていると。土地を使わせていただきますので、まずは土地を使わせてください、こういうことで調査をさせていただきます、適地であるかという確認をするんですということにさせていただきます、その後、ここにあるようにその結果を報告させていただきます、この土地を進めていくということの説明をさせていただいているというところで、その中では、一番最初に地質の調査をさせていただきますというときから、基本的には賛成であるということで、全ての方がその会に出席はなさっていなかったみたいなんです、非常に前向きにというか、協力するというようなお話をいただいている、今のところ特段問題ないというようなことで話を聞いております。

それで、多分21日の日は、当然作付とか、いつ買い取ってもらえるかというところもございまして、作付なんかに影響してきますので、そういうところをスケジュールをちゃんとお示しをして、今後こういう形で、例えば手続きがこういう形で進むので、こういうタイミングでまたお示しさせていただきます、そして契約をさせていただきます、その後引渡しを受けたいというようなお話があるのではないかと思いますので、今のところ特段それに反対だとか、支障があるというところではないというところで聞いてございます。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。また改めて聞いてもらっていいですね。（「そうですね」の声あり）どうぞ成澤委員。

○委員（成澤明子） 今のお話聞いてね、少し安心したんですけれども、すごく具体的なんです、農地転用許可と、それから開発許可というのが2021年度の12月頃ということなんですけど、つまり来年の今、もう少し後ということなんですけれども、それまではその農地はちゃんと稲とか作っているわけなんです。農地として機能しているわけなんです。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） このスケジュールでいきますと、令和3年度の作付をして、刈取りをしていただくということで、多分その後契約をして、そして買うということになりますので、引渡しを受ければ当然町のものになりますので、令和3年度の作付までは権利があって、地権者の方々が耕作するということになろうと思います。

○教育長（大友義孝） 大森委員いかがですか。

○委員（大森真智子） 私は、先ほど教育長がおっしゃっていただいたことに尽きるんですが、やはり今小学校3年生、4年生ぐらいの子たちがここに関わってくると思うんですけれども、やっぱりお母さんたちのお話聞いていると、うちの子が中学校1年生のときに、2年生のとき

にというふうに、今はそういうふうに思っている状況、そういう認識でいる状況なんですが、これがまた1年延びるとなると、中学校2年生で入るって思っていた子は中学校3年生とか、やっぱりそのたった3年のなんですけれども、入る時期によってやっぱり人数が増えることへの不安であったりだとかというのは、お母さんたちの中には必ずしもあるということを見ると、その1年延びるということに関しての情報発信というんですかね、こういうふうに予定していましたが、こうなりますよということに関しては、ある程度早い段階で情報としていただけると、保護者の人もいろいろ考える部分があると思いますので、早めの情報公開がいいのかなというふうにちょっと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） おっしゃるとおりで、例えば、受験の時期とか、その重要な時期に環境が変わることに対する心構えとか準備ですね、そういうこと大分早くからやっておかないと、というところだと思います。そういうところまでございまして、まず今回、総合教育会議で調整をした上で、議会の全員協議会で説明があると。それと併せて、教育委員会としては、今のところ保護者に対してまず、お知らせをするべきであると考えておりまして、その10月の全員協議会と併せて、その後になると思いますけれども、ご通知をしたいというふうに今考えているところまでございまして、実は今日の午前中の学校長会議の中でも、ちょっとその辺は今いろいろ考えているということでお話をしました。先ほど教育長から、全体のお知らせをどうするかとか、そういうお知らせの仕方については、例えば教育委員会とか、町長部局であると思いますけれども、今、事務局といたしましては、まずは保護者の方に配布すべきではないかということで、ちょっと今考えておりまして、あとは調整をさせていただいて、それでなるべく早く対応したいと考えています。

○教育長（大友義孝） いつもですと11月に美里町の小中学校PTA連合会の懇談会があるんですけど、それも今日の夜ですかね、どうするかということを検討するというふうに聞いていました。その機会を捉えながら今までも行ってきたんですけども、今、教育次長が申しましたように、教育委員会としてやはり保護者の皆さんには伝達する必要があるということですので、総合教育会議を受けて取り組んでいきたいと思えます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） よろしいですか。できれば今度の定例会のときにでも、その案をお示しさせていただければなど。今日、ご協議いただいて、どういう形でやるか含めてになるかと思えますけれども、お示しをさせていただきたいと思えます。

○教育長（大友義孝） 後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 繰り返しになりますけれども、1年延びるということは、かなり大変なことだと思うんです。僕たちね、ここの中で大丈夫だということで、前にこのときに開校しますよというスケジュールを出したわけですね。それが、よほどの理由がない限りは、1年延長するということは大変なことだろうと思うので、その点をきちっと保護者の方にも、住民の方にも説明できるようにしておかないと、教育委員会としてならないと思いますので、総合教育会議のときには、先ほど申し上げましたように、もうちょっと詳しく、こういうことで遅れざるを得なかったんだという説明をしていただくようお願いしたい。

○教育長（大友義孝） それでは、委員の皆様方、今、次長から説明をいただきました。それぞれ意見をいただきましたが、もう一度整理をしていただきまして、総合教育会議に臨んでいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで中学校のスケジュールについては終了ということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、報告第24号につきましては以上で終了させていただきます。

審議事項

日程 第3 議案第13号 美里町学校給食運営審議会委員の選任について

○教育長（大友義孝） これより審議事項に入ります。

日程第3、議案第13号美里町学校給食運営審議会委員の選任について行います。

それでは、まず事務局のほうから。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） すみません、座りながら説明させていただきます。

議案第13号でございます。美里町学校給食運営審議会委員の選任についてでございます。

大変申し訳ありません。学校給食運営審議会条例ですね、こちらのほうの第3条第2項に、教育委員会が委嘱して任命するものとなっております。今回、給食運営審議会の委員さんが26日付で、30日をもって辞任したいという届出がございました。それに代わる方として、大橋真希さん、資料に書かれておりますこの方を、後任の方にお迎えしようというものでございます。現在、ふどうどう幼稚園の父母教師会副会長をお務めされている方でございます。幼児

の保護者の代表といたしまして、委員に選任する次第でございます。

任期につきましては、前任者の残任期間ということで、10月1日から来年の3月30日までとなっております。

私からの説明は以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

ありませんね。では、質疑を終結いたします。

討論につきましては、人事案件でございますので、省略させていただきます。

それでは、これより採決に入ります。

議案第13号美里町学校給食運営審議会委員の選任については、原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございますので、原案のとおり可決されました。大変ありがとうございました。

予定されております本日の議事日程につきましては全部終了いたしました。

これをもって、令和2年10月教育委員会臨時会につきまして閉会をさせていただきます。

大変ありがとうございました。

午後2時23分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年11月26日

署名委員

署名委員
